## ◇開発調整の仕組み

### ●全体的な手続の流れ

：まちづくり条例の手続

土地取引の届出および標識設置の届出（土地面積2,000㎡以上）

事　前　相　談

開発事業の届出（開発区域面積300㎡以上または下記の適用対象規模等に該当する場合）

| 大規模建築物の建築手続 | 特定用途建築物の建築手続 | 宅地開発事業の手続 | 墓地等の開発調整の手続 | 自動車駐車場等の開発調整の手続 |
|---|---|---|---|---|
| **適用対象** | | | | |
| ○延べ面積3,000㎡以上かつ高さ15m以上の建築物<br>○床面積1,000㎡以上の集客施設、葬祭場、エンバーミング施設、遺体保管庫の建築、増築、用途変更<br>○床面積500㎡以上の深夜営業集客施設の建築、増築、用途変更 | ○床面積500～1,000㎡未満の集客施設の建築、増築、用途変更<br>○床面積1,000㎡未満の葬祭場、エンバーミング施設、遺体保管庫の建築、増築、用途変更<br>○ワンルーム形式の集合住宅（ワンルーム住戸数が15戸以上の集合住宅）の建築<br>○寄宿舎（専用床面積40㎡未満の住室が2室以上のもの）の建築<br>○大規模長屋等の建築 | ○開発区域面積500㎡以上の宅地開発事業 | ○墓地、納骨堂、火葬場の設置、拡張 | ○床面積300㎡以上の自動車駐車場（建築物に付属する駐車場を除く。）<br>○開発区域面積300㎡以上の自動車駐車場、材料置場、ウエスト・スクラップ処理場の設置<br>○上記規模の既存自動車駐車場の形式変更、路面舗装工事<br>○ペット火葬施設等の設置 |
| **各開発調整の手続** | | | | |
| 各開発事業の届出 | | | | |
| ⇒P.17の手続 | ⇒P.18の手続 | ⇒P.19の手続 | ⇒P.20の手続 | ⇒P.21の手続 |
| 協議申請 | | | | |
| | | 紛争調整の手続（3,000㎡以上の場合） | 紛争調整の手続 | 紛争調整の手続（ウエスト・スクラップ処理場、ペット火葬施設等の場合） |
| 協議終了通知・協定の締結 | | | | |
| 紛争予防条例の手続 | | 紛争予防条例の手続<br>開発許可申請<br>建築確認申請 | 紛争予防条例の手続<br>墓地条例の許可申請<br>建築確認申請 | 紛争予防条例の手続<br>環境確保条例の手続<br>建築確認申請 |
| 建築確認申請 | | | | |
| **開発事業の工事の手続** | | | | |
| 工事着手・工事完了の届出 | | | | |
| 工事完了検査・完了検査終了通知書の送付 | | | | |